

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（１日未満で完了する作業の積算）

- 第４条** １日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- ２ 受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - ３ 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ４ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ５ 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第５条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- ２ 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第６条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- ２ 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第７条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しな

なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、農林土木工事に於いて遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（工事着手日指定契約方式の試行）

第11条 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日指定契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事の工事着手日は令和8年10月20日、工期終期は令和9年2月26日とす

る。なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

- 3 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。
- 4 実施要領第5条に基づき、工程表の初回の提出に限り徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-4「1. 工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「工事着手日から起算して」に、実施要領第6条に基づき、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないため、徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-15「2. 技術者台帳」について、文章中「契約後」を「工事着手日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。また、実施要領第7条に基づき、徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-2「37. 工事着手日」について、文章中「又は測量」を削除するものとする。

工事着手日指定契約方式実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5036705/>

（週休2日確保工事）

第12条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(見積施工歩掛実態調査)

第13条 本工事の設備修繕工及び試運転調整工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

(本工事の特記仕様事項)

第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

一般事項

1 目的

本工事は、有天只津排水機場における1号主ポンプ設備を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

2 工事場所

徳島県徳島市応神町（有天只津排水機場）

3 工事概要及び各仕様

本工事は、下記に示す設備の補修工事である。

1) 1号主ポンプ現地分解整備 1.0基 （一部工場持込整備）

・各仕様については、別添参照。

4 工事範囲

本工事は、本仕様書並びに添付図面に基づき別紙仕様に示す内容である。

ただし、下記に示すものは、本工事は範囲外とする。

(1) 土木工事、仮締切工事及び水替工事(但し、局部的な小水替は請負者の負担とする。)

5 現場条件

(1) 関係機関との調整

関係者（施設管理者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

(1) 承認図書 : 提出部数 1部 (A4サイズ)

(2) 完成図書 : 提出部数 2部 (A4サイズ)

(3) その他協議資料等 : 監督職員の指示によるものとする。

7 工事電力及び用地等

本工事は、据付に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

本工事は、用地については、指定地域以外は、請負者の負担とする。

8 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

(1) 徳島県農林土木工事共通仕様書

(2) 施設機械工事等施工管理基準

(3) 土地改良事業計画設計基準（ポンプ場）

(4) ポンプ据付工事施工管理基準

(5) 電気設備計画設計技術指針（高低圧編）

(6) 水管理制御方式技術指針（ポンプ場編、畑地かんがい編）

(7) 日本工業規格（JIS）

(8) 電気規格調査会標準規格（JEC）

(9) 日本電機工業会標準規格（JEM）

(10) その他関係法規、条例等

1号主ポンプ

1) 1号主ポンプ

1. 整備内容：現地分解整備（一部工場持込整備）
 - 1) ポンプ分解 工場送り
 - 2) ロータ部分解、清掃、検査
 - 3) 主軸磁気探傷検査
 - 4) ブラスト、塗装
 - 5) インペラ羽根補修（摺動部修正加工、静バランス）
 - 6) ロータ部分解、清掃、検査
 - 7) 主軸補修（曲り直し）

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 品名	1号主ポンプ	
(2) 仕様	形式 横軸軸流ポンプ	
	吐出口径 600mm	
	吐出量 40m ³ /min	
	全揚程 1.7m	
	回転数 433min ⁻¹	
	原動機出力 25PS	
(5) 数量	1台	

3. 取替部品

資材名	規格・寸法	単位	数量	備考
水中軸受	FC250+WJ2	個	1.0	
エンドカバー	SS400（塗装）	個	1.0	
パッキン部スリーブ	SCS2	本	1.0	
水中軸受部スリーブ	SCS2	本	1.0	
ラジアルベアリング	NO. 2315	個	1.0	
スラストベアリング	NO. 29414	個	1.0	
カラー	S25C	個	1.0	
割りリング	SUS403	組	1.0	
連成計	φ100	個	1.0	
真空計	φ100	個	1.0	
封水リング	CAC402	組	1.0	
グラントパッキン	炭化繊維	式	1.0	
パイプ	10A-水中部のみ	式	1.0	
ハブカバー	SUS304	個	1.0	
軸受油面計		個	1.0	
グリスポンプ	プーリー除く	個	1.0	
カップリングボルト	原動機～減速機間	組	8.0	
カップリングボルト	減速機～ポンプ間	組	8.0	
パッキン、座金、消耗品	ポンプ本体、吐出フランジ用	式	1.0	
ボルト、ナット	ポンプ本体用	式	1.0	

施工条件等

1. 工程制限

(1) 現場施工

出水期（6月1日～10月31日）は排水機場の運転に支障が出るような現場作業をしないものとする。

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

2. 貸与する施設等

該当無し

3. 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

4. 機械設備据付・撤去工事

(1) 一般事項

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

(3) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し変形や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

(4) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

(5) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

5. 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）に準拠し、施工管理するものとする。

6. 写真管理基準

（1）一般管理

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要な場合、都度提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

（2）撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

（3）試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

7. その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。